

令和8年度

勝浦町職員採用試験要項

令和8年7月1日

勝 浦 町



勝浦町採用情報

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

電話0885-42-2511

受付期間 令和8年7月8日（水）～8月5日（水）

第1次試験日 令和8年9月20日（日）

- (1) 郵便による申込みは、8月5日（水）必着とします。
- (2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (3) 試験会場の変更など試験に関する変更がある場合は、勝浦町のホームページでお知らせいたします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

同日に試験のある「試験区分」とは併願できません。また、申込後は、「試験区分」を変更できません。

| 試験区分 | | 採用予定人員 | 職務の内容 |
|------|----------|--------|--|
| 一般事務 | 高等学校卒業程度 | 若干名 | 勝浦町において、町税の賦課徴収、町道や上下水道等施設管理、補助金の交付、各種施策の企画立案、条例等の制定、災害対応、予算・経理等の内部管理業務など一般行政事務に従事します。 |
| | 大学卒業程度 | 若干名 | |
| | 民間企業等経験者 | 若干名 | |
| | 行政実務経験者 | 若干名 | |

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

| 試験区分 | 受験資格 |
|-----------------------------|---|
| 高等学校卒業程度 | 平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者であって、普通自動車免許（AT限定を含む）を保有又は採用日までに取得見込みのある者 |
| 大学卒業程度 | 平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者であって、普通自動車免許（AT限定を含む）を保有又は採用日までに取得見込みのある者 |
| <p>一般事務</p> <p>民間企業等経験者</p> | <p>次の①及び②の全てに該当する者であって、普通自動車免許（AT限定を含む）を保有又は採用日までに取得見込みのある者</p> <p>①平成8年4月2日以降に生まれた者</p> <p>②令和9年4月1日時点で、民間企業等における職務経験が5年以上ある者（見込みの方を含む）</p> <p>※土木関係、情報通信ネットワーク関係又は社会福祉士における職務経験又は資格保有者等であれば尚可</p> <p>※民間企業等における職務経験に関する注意事項は、次のとおりです。</p> <p>注1 「民間企業等」には、民間企業のほか、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、各種団体、各種法人（財団法人、社団法人、NPO法人等）、自営業を含みます。</p> <p>注2 経験年数には、正規・非正規の雇用形態にかかわらず、同一の民間企業等において、就業時間が週30時間以上で、6月以上継続して就業した期間が該当し、6月以上の職務経験が複数ある場合は通算可能です。</p> <p>注3 複数の企業等での勤務期間を合算できます。ただし、同時に複数の企業等に勤務している場合は、そのいずれか一つの勤務期間のみを合算することができます。</p> <p>注4 勤務期間の計算は月単位で行います。月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなします。</p> <p>注5 育児休業や退職など実際に勤務していない期間は、職務経験に通算できません。</p> <p>注6 最終合格者には、職務経験を証明する書類等を提出していただきます。5年以上の職務経験が確認できない場合は、合格を取り消します。</p> <p>注7 土木関係、情報通信ネットワーク関係又は社会福祉士における職務経験又は資格保有者等に関して</p> <p>ア 土木関係</p> <p> a 土木工事の設計、施工管理又は土木施設の維持管理等の職務経験</p> <p> b 2級土木施工管理技士以上レベルの資格を有している</p> <p>イ 情報通信ネットワーク関係</p> <p> a 企業等の情報通信ネットワークの設計・管理・運営の職務経験</p> <p> b 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験における基本情報技術者試験以上レベルの試験に合格している</p> <p>ウ 社会福祉士</p> <p> a 社会福祉士としての職務経験</p> <p> b 社会福祉士の資格を有している</p> <p>※普通自動車免許を除き、該当する保有資格及び試験合格を証明するものを、2次試験前に提出していただきます。</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>行政実務経験者</p> | <p>次の①及び②の全てに該当する者であって、普通自動車免許（AT限定を含む）を保有又は採用日までに取得見込みのある方 ①昭和61年4月2日以降に生まれた者 ②令和9年4月1日時点で、国、都道府県又は地方公共団体における任期の定めのないフルタイム勤務の職員で一般行政事務に関する職務経験が3年以上ある方（見込みの方を含む） ※行政実務経験者における職務経験に関する注意事項は、次のとおりです。 注1 経験年数には、任期の定めのないフルタイム勤務の職員で、12月以上継続して就業した期間が該当し、12月以上の職務経験が複数ある場合は通算可能です。 注2 複数の国又は地方公共団体での勤務期間を合算できます。ただし、同時に複数の職務経験がある場合は、そのいずれか一つの勤務期間のみを合算することができます。 注3 勤務期間の計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなします。 注4 育児休業や休職など実際に勤務していない期間は、職務経験に通算できません。 注5 最終合格者には、職務経験を証明する書類等を提出していただきます。3年以上の職務経験が確認できない場合は、合格を取り消します。</p> |
|----------------|---|

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※受験資格に関する内容に虚偽の申告がある場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 勝浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験日程等

| 区 分 | 試 験 日 時 | 試 験 場 |
|--------------------------------|---|-------------------------------------|
| 第1次試験 | 令和8年9月20日（日） (1) 開場時間 9時20分 (2) 受付 9時45分まで (3) 試験時間 10時から 正午まで | 勝浦町住民福祉センター （勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地1） |
| ※ 第1次試験合格発表 令和8年9月下旬から10月上旬 | | |
| ※ 第1次試験合者 面接カード等提出期限 令和8年10月中旬 | | |
| 第2次試験 | 令和8年10月下旬から 11月上旬 | 別途、第1次試験合格者に通知します。 |
| ※ 第2次試験合格発表 令和8年11月中旬から下旬 | | |

4 試験の方法及び内容

| 区 分 | 試験種目 | 時 間 | 方 法 及 び 内 容 |
|-------|-----------------|-----|--|
| 第1次試験 | 職務能力試験 (60題) | 60分 | 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な試験を行います。 |
| | 事務適正検査 | 10分 | 事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力について、検査を行います。 |
| | 職務適応性検査 | 20分 | 公的部門の職員としての職務への適応性について、検査を行います。 |

| 区 分 | 試験種目 | 方 法 及 び 内 容 |
|-------|------|---|
| 第2次試験 | 口述試験 | 主として人柄、性格等をみるため、個別面接及びグループ討論（人数により）を行います。 |

5 受験手続

申込みは、持参、郵送又は**電子申請（推奨）**による方法があります。
受付期間以外の申込みは、受付しませんので十分注意してください。
申込内容に不備等がある場合は、確認の連絡をすることがあります。
確認ができなかった場合には、申込みの受付ができないことがあります。

（1）持参による申込み

受付期間中の執務日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに
勝浦町役場総務防災課に提出してください。

（2）郵送による申込み（「速達」とすることを推奨します。）

郵便による申込みの場合は、封筒の表に「**試験申込**」と**朱書し**、
必ず「**一般書留郵便**」により勝浦町役場総務防災課宛に送付してください。

（3）電子申請による申込み【推奨】

① 勝浦町「電子申請サービス」のURLまたは二次元コードから申し込んでください。
手続き一覧から申込み試験区分をクリックしてください。

【勝浦町電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/town-katsuura-u/offer/offerList_initDisplayResult

② 申込み（電子申請）を行うには、「利用者登録」が必要です。
利用規約をよく読んで、利用者登録を行ってください。

③ 利用者登録後、手続き一覧から申込み試験区分をクリックし、
必要事項を入力、写真の添付等を行って申込みを行ってください。

④ 申込完了後、「整理番号」と「パスワード」が②で登録されたメール
アドレスに届きます。内容確認等に必要ですので、必ず控えておいてください。

⑤ 申込から数日後に「結果通知」の電子メールが届きます。
なお、不備等により、確認の連絡をとらせていただくことがありますので、
その際は御対応ください。
不備等による修正が期日までになされなかった場合、受験できないことがあります。
また、申請内容等により不受理となった場合は、不受理通知が届きます。
不受理通知が届いた場合は受験することができません。



【注意事項】

※迷惑メール対策等を行っている場合には、「town-katsuura@apply.e-tumo.jp」及び
「@town.katsuura.i-tokushima.jp」からのメール受信が可能な設定にしておいてください。
また、URLの記載のある電子メールを受信可能な設定にしておいてください。

※システムのメンテナンス等のため、受付期間中でもシステムを停止する場合があります。
その他、通信障害等のトラブルについては一切責任を負いません。

（4）申込用紙

申込用紙は、郵送による請求または勝浦町役場総務防災課で配布しています。
郵送により請求する場合は、「**職員試験請求**」と**朱書し**、返送先を記入し、
140円切手（必要に応じ追加の切手）をはった返信用封筒（A4用紙が入るもの）を
必ず同封してください。

(5) 受験申込先、2次試験面接カード等提出先

勝浦町役場総務防災課人事係宛（〒771-4395 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地）

(6) 提出書類（持参又は郵送の場合）

ア 職員採用試験受験申込書 1部（所定の申込用紙を使用すること。）

※身体に障害があるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に勝浦町役場総務防災課に申し出てください。

※2次試験に必要な面接カード等については、合格者にのみ送付等行います。

イ 職務経歴書 1部 ※試験区分が民間企業等経験者又は行政実務経験者の場合

(7) 受験票

ア 受験票は普通郵便にて送付します。9月11日までに届かない場合は、勝浦町役場総務防災課 人事係（電話0885-42-2511）へ連絡してください。

イ 紙媒体による受験申込における受験票の写真

受験票の写真は、申込みの際にはつけてはいけません。申込み後、受験票を受取ってから申込み前6カ月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真

（縦4.5cm、横3.5cm）をはって第1次試験当日必ず持参してください。

写真がない場合、受験票に写真をはっていない場合又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受験できません。

6 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、令和8年9月下旬から10月上旬に勝浦町の指定する掲示板に公告するとともに、合格者には文書で通知します。

(2) 第2次試験合格者の発表は、令和8年11月中旬から下旬に勝浦町の指定する掲示板に公告するとともに、可否にかかわらず文書で通知します。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。

(2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。

(3) 採用は、原則として**令和9年4月1日以降**です。

8 勤務条件

(1) 給与

初任給は、原則として下表のとおり支給されますが、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算されます。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

| 試験区分 | 学歴 | 初任給（令和8年4月1日現在） |
|------|------------------|-----------------|
| 一般事務 | 高校卒 | 200,300円 |
| | 大学卒 | 232,000円 |
| | 大学卒・3年 職務経験あり | 245,800円 |
| | 大学卒・5年 職務経験あり | 251,800円 |

※職務経験ありについては、参考程度です。

(2) 諸手当

給与関係の条例、規則等の定めるところにより、条件を満たす場合は、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当等が支給されます。

(3) 勤務時間

週38時間45分 原則、午前 8時 30分から午後 5時15分 まで (休憩 60分)

(4) 休暇

任用期間や勤務日数等に応じて年次休暇を付与されるほか、夏季休暇、忌引休暇、介護休暇などの特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。

(5) 時間外勤務

令和6年度一般事務職員一人当たりの時間外勤務時間は月平均10時間程度です。選挙や豪雨等による災害対応の回数が多い場合、時間外勤務時間数は増加します。

(6) 人材育成方針等

勝浦町では人材育成方針を定め、「住民に信頼される職員」、「協働協力する職員」、「経営感覚をもつ職員」、「挑戦する職員」を目指す職員像としており、研修をはじめとする取り組みを行っています。この人材育成方針に基づき、特に採用後10年間程度は、様々な職場をバランスよく経験し、幅広い視野や知識・技術が身に着くよう計画的な人事異動を行います。

9 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については次のとおり口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者（不合格者に限る。）が、受験者本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参のうえ、直接開示場所までお越しください。

| 区分 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示期間・場所 |
|---------|----------|------------------|--|
| 第1次試験結果 | 不合格者本人 | 順位、総合得点及び試験種目別得点 | それぞれ合格発表から1月間 勝浦町役場総務防災課 平日（祝日を除く）8:30～17:00 |
| 第2次試験結果 | | | |

10 その他

- (1) 第1次試験の択一式試験の採点は、光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験に必ず持参してください（HBの鉛筆以外を使用したことにより、読取が正しく行われない場合があっても、一切の責任を負いません。）。
- (2) 時計は、時間機能だけのものに限り（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用できません。）。
- (3) 駐車場は、勝浦町役場駐車場が利用できます。
- (4) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに勝浦町のホームページにてお知らせします。
- (5) 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (6) 電子メールで連絡をする場合があります。確認した際は、確認した旨の返事を行ってください。利用する電子メールは、問合せ先記載のメールアドレスです。

11 問合せ先

勝浦町役場総務防災課 人事係

電話 0885-42-2511

電子メール soumu★town.katsuura.i-tokushima.jp

※実際に連絡する際は★を@に変更してください。

※電子メールによる場合は、件名に「令和8年度職員採用試験問合せ」と記入してください。